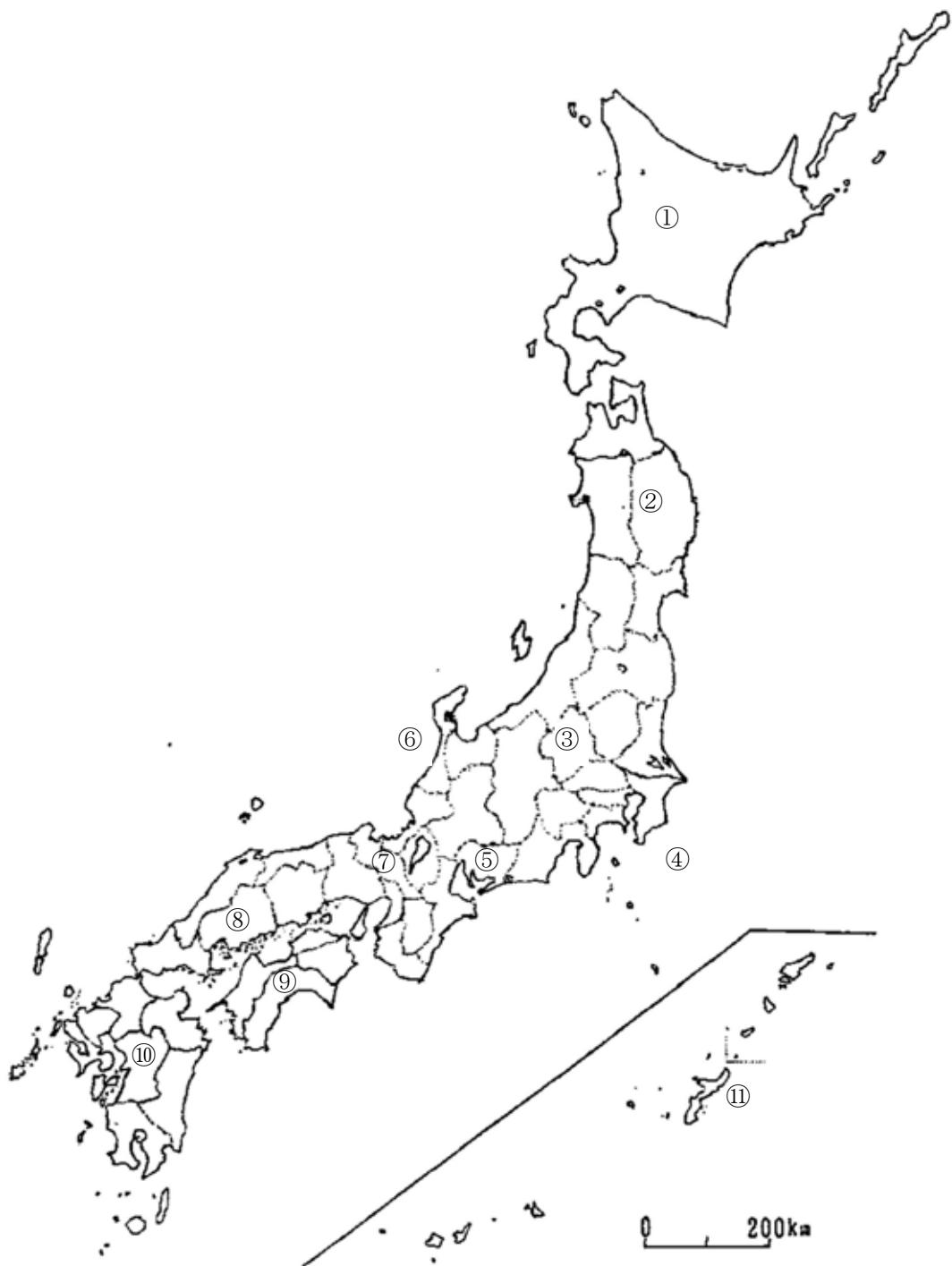


本レポートで用いた地域区分



本レポートにおける基本区分は地域区分Aである。

(1) 地域区分A

11 地域分類	10 地域分類
① 北海道	① 北海道
② 東北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、新潟）	② 東 北
③ 北関東（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）	③ 関 東
④ 南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）	
⑤ 東海（静岡、岐阜、愛知、三重）	④ 東 海
⑥ 北陸（富山、石川、福井）	⑤ 北 陸
⑦ 近畿（滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫）	⑥ 近 畿
⑧ 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	⑦ 中 国
⑨ 四国（徳島、香川、愛媛、高知）	⑧ 四 国
⑩ 九州（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島）	⑨ 九 州
⑪ 沖縄	⑩ 沖 縄

(2) 地域区分B

地域区分Aの10地域分類で新潟、静岡は関東とし、福井は近畿として区分。

(3) 地域区分C

北海道

東 北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）

北関東（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）

南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）

} 関 東

東 海（静岡、岐阜、愛知、三重）

北 陸（新潟、富山、石川、福井）

近 畿（滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫）

中 国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

四 国（徳島、香川、愛媛、高知）

九 州（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島）

沖 縄

(4) 三大都市圏・地方圏

地域区分Aの11地域分類で、南関東、東海、近畿を三大都市圏、それ以外を地方圏とする。

(5) その他、上記の区分よりも広い一般的な概念として、大都市・地方という表現を用いている。

(6) 本レポートは、原則として2009年12月中旬までに公表された数値を元に作成している。